

新緑あざやかな季節を迎えました。

<2日 八十八夜、3日 憲法記念日、5日 こどもの日、
 6日 立夏、8日 母の日、21日 小満>

1. May 改正情報・案内

①4月の給与計算におかれまして、雇用保険料率、健康・介護保険料の変更はスムーズにいきましたでしょうか。また、4/1 現在で満64歳以上の雇用保険被保険者の保険料免除は大丈夫だったでしょうか。

②既に22年度が終了し23年度に入っておりますが、労働保険事務組合「愛知中央SR経営労務センター」に委託いただいております事業所様には、労働保険の年度更新のため、賃金報告や元請工事報告など資料をお預かりし、既に提出をさせていただいております。他の事業所様につきましては、準備に入っておりますのでよろしくお願い致します。



「安曇野から見える常念岳」

2. 名言名句

「神は乗り越えられる試練しか与えない」

現在TV放映中（TBS）ドラマ「JIN -仁」で主人公がよく言う言葉

3. 法律ワンポイント

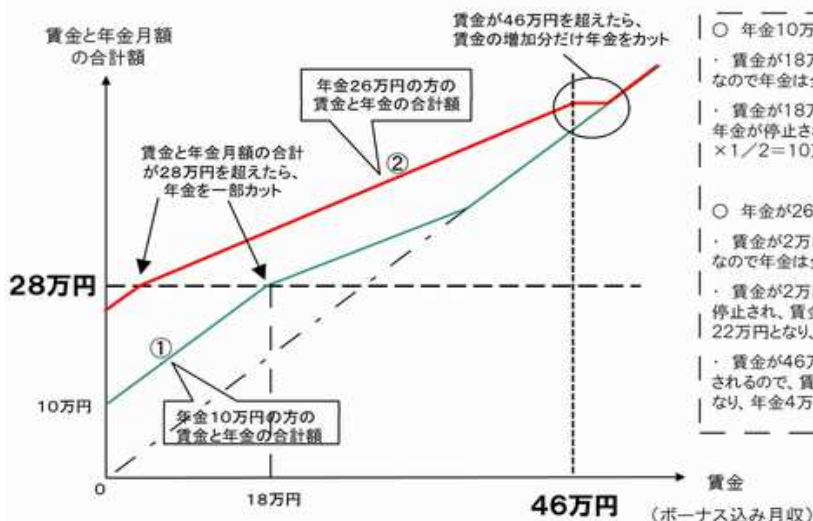
在職老齢年金の支給停止基準額の改定

4月1日から「47万円」が「46万円」に改定（厚労省HPより）

60～64歳の在職老齢年金制度

参考

- 賃金（ボーナス込み月収）と年金の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止
- 賃金（ボーナス込み月収）が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止



- 年金10万円の方(左図①の緑線)の場合、
 - ・ 賃金が18万円までは、賃金と年金との合計額が28万円以下なので年金は全額支給
 - ・ 賃金が18万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が38万円の方は、 $(38万円 - 18万円) \times 1/2 = 10万円$ となり、年金が全額支給停止
- 年金が26万円の方(左図②の赤線)の場合、
 - ・ 賃金が2万円までは、賃金と年金との合計額が28万円以下なので年金は全額支給
 - ・ 賃金が2万円を超えると、賃金の増加の1/2の割合で年金が停止され、賃金が46万円の方は、 $(46万円 - 2万円) \times 1/2 = 22万円$ となり、年金は22万円停止され、残額は4万円。
 - ・ 賃金が46万円を超えると、賃金が増加した分だけ年金が停止されるので、賃金が50万円の方は、 $50万円 - 46万円 = 4万円$ となり、年金4万円が停止されるので、年金は全額支給停止

..(60歳～64歳の方)..

賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が28万円を上回る場合は、支給停止額が変更になります。

賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が28万円以下の方は変更ありません。

..(65歳以上の方)..

賃金と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が46万円を上回る場合には、支給停止額が変更になります。上記の基準額「28万円」と「46万円」は、法律上、賃金の変動などに応じて自動的に改定されます。今回は、平成22年の名目賃金の下落（▲2.0%）により、改定となりました。

当事務所で、年金と給与のシミュレーションを行います。雇用保険の被保険者であれば、高年齢雇用継続給付を絡めた60から64歳の間での最適な賃金のシミュレーションも行いますので、おたずね下さい。人件費の節約につながります。(例)200から300万円/人の人件費の圧縮

4.その他情報

被災者の就労支援・雇用創出と雇用調整助成金

東日本大震災などの発生を受け、政府が設置した「被災者等 就労支援・雇用創出推進会議」は、被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、『日本はひとつ』しごとプロジェクト」第1段階（フェーズ1）を発表。復旧事業などによる被災者への就労機会の創出や被災地企業・資材の活用、希望する被災者が被災地以外の地域で就労可能とすることなどを実施する考えです。

◆主な施策内容

- (1) ハローワークを活用した被災者向けの求人確保ときめ細かな就職支援
- (2) 雇用調整助成金制度の拡充
- (3) 3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（被災地に居住する方を採用した場合120万円を支給（従来は100万円））をはじめとする助成金の拡充
- (4) 震災被害者への失業手当の特例支給
- (5) 地域障害者職業センターにおける障害者の雇用継続のための特別相談の実施等

◆雇用調整助成金の拡充（詳しくはおたずね下さい）

（抜粋）震災被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、この雇用調整助成金が利用でき、さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の9県のうち、災害救助法適用地域にある事業所については、次の（A）～（C）の通り、支給要件が緩和されます。

- (A) 今回の地震に伴う「経済上の理由」により、最近1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となる。
- (B) 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少する見込みである事業所も対象となる。
- (C) 平成23年6月16日までの間に提出された「計画届」については、事前に届け出たものとして取り扱う。 <その他の特例適用↓>

「9県の特例対象地域に所在する事業所などと総事業量の3分の1以上の経済的関係（取引関係）がある事業所の事業主」と「計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業主」については、上記の（A）（B）が適用されます。



今月の名言は、現在TV放送中で、視聴率20%を超えている「仁-JIN」からですが、この言葉はこれまで、自分自身も自分に言い聞かせてやってきたことがある馴染みの言葉です。しかし、今回の大震災に際し、果たしてこの言葉を言うことができるのか……。通用すると願うだけです。

スポーツ界は自粛ののち順次再開しました。プロ野球・プロゴルフ・サッカーJリーグなど大きなチャリティー開催などをしながら支援し続けています。アスリート達のパフォーマンスには感動させられるシーンがあります。フィギュアスケートの安藤美姫選手の金メダルは見事でした。

先日、中日ドラゴンズの控えキャッチャーの小山選手の今年初打席をTVで見っていました。初球をホームラン！見ていて鳥肌たちました。本人が意識して振ったというより、「バットが自然に出た」感じ、打った瞬間ホームランと判る打球でした。彼自身、プロ入り2本目であまりホームランを打てる打者ではないので、見ていて神様が乗り移って打ったような感じがしました。彼は今回の震災で祖父を亡くしたそうで、その「祖父が打たせてくれたとコメント」しました。そんな感じがしました。スポーツは時として超ミラクルなことが起きます。これからもっともっと盛り上げ、日本に元気を与えて欲しいと願うばかりです。(S)